

半田市美術展印刷物等への広告掲載企業募集要項

1 目的

半田市美術展で配布する印刷物へ企業広告を掲載することにより、企業等との協働で美術展を盛り上げることで、芸術振興の一助となることを目的としています。

2 募集内容

募集するもの	発行部数	サイズ(mm) 縦×横	掲載料	特記事項
目録（8枠）	1,500部 （美術展当日、来場者に配布）	45×168	3,300円 （税込）	白黒印刷 ※配置別紙参照

※掲載欄の位置の指定はできません。

3 募集期間

令和7年6月2日（月）～7月31日（木）

※申込み期間終了後、掲載枠に余裕がある場合は随時募集となります。

4 広告掲載期間（印刷物配布期間）

目録

令和7年10月24日（金）～10月26日（日）美術展開催期間中

5 申込み

（1）申込方法

広告掲載申込書に必要事項を記入のうえ、掲載する広告案（原稿データ）とあわせてお申込みください。（郵送、Eメール可）

（2）提出先・問合せ先

半田市教育委員会生涯学習課

〒475-0918 半田市雁宿町1-22-1

TEL：0569-23-7341 FAX：0569-23-7629

E-mail：shougai@city.handa.lg.jp

6 広告掲載の決定及び掲載手続き

（1）掲載の決定

・内容審査のうえ、掲載の可否を決定します。募集枠数を超える申込みがあった場合は抽選により決定します。抽選は生涯学習課が代理で実施します。

(2) 掲載手続き

- ・掲載を決定した後、広告掲載決定通知書を送付します。
※審査等の結果、非掲載となった応募者に対してもその旨を通知します。
- ・広告掲載決定通知書に同封の「広告掲載承諾書」に記名押印のうえ、指定の期日までに提出してください。また、同封の「納入通知書」により広告掲載料を指定の期日までに一括納付してください。
- ・指定の期日までに、広告原稿を提出してください。
※提出された広告原稿を広告として掲載します。

7 注意事項

提出された広告原稿が、半田市広告掲載要綱、半田市広告掲載審査基準及び本要項に違反していると認められる場合は、期限を定めて広告原稿の内容等を変更していただきます。

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消し、広告の掲載を取り止めることがあります。
 - ・指定した期日までに広告掲載料が納付されない場合
 - ・指定した期日までに広告原稿が提出されない場合
 - ・指定した期日までに広告原稿が修正されない場合
 - ・その他、広告掲載が適切でないと判断した場合
- (2) 広告掲載の決定を取り消した場合において、半田市は広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）に対し、その賠償の責めを負いません。また、納付済みの広告掲載料の返還はしません。
- (3) 広告原稿は、広告主の責任と負担において作成してください。
- (4) 提出された広告原稿は、原則として返却しません。
※その他、広告掲載の詳細については、半田市広告掲載要綱、半田市広告掲載審査基準及び半田市広告取扱要領をご覧ください。